

特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の改正について

過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととする。

様式番号	様式名	改正内容
別記第1号様式その1	事業税課税免除申請書 不均一課税	「電気供給業」の次に「(電気事業法第2条第1項第2号に規定する小売電気事業(これに準ずるものを含む。))を除く。」を加える。

○備考

(改正理由)

特定地域等における道税の課税の特例等に関する条例に基づく事業税の課税免除又は不均一課税の対象所得金額又は収入金額については、主たる事業が電気供給業、ガス供給業及び倉庫業の事業者は対象設備の固定資産の価額を用いて、その他の事業者は従業員の数を用いて計算しており、固定資産の価格により計算する事業者からは、その確認資料として貸借対照表の提出を受けている。平成29年3月31日付けで、過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部改正がされ、小売電気事業については、電気供給業には含まないこととされたことから、特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則別記様式の改正を行う。

(施行期日)

公布の日から施行する。

(経過措置)

- この規則による改正後の特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)別記第1号様式その1の規定は、平成29年3月31日以後に新設され、又は増設された施設及び設備に係る法人の事業税について適用し、同日前に新設され、又は増設された施設及び設備に係る法人の事業税については、なお従前の例による。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則別記第1号様式その1の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、改正後の規則別記第1号様式その1の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。